

福知山市バス広告募集要領

1 募集内容

市バス車両1台=1枠とし、7枠の募集を行います。広告については、車両1台あたり車体両側面2か所に掲載します。複数台の申込も可能です。

※市バス番号による申込をお願いします。

市バス種別	市バス番号	車種等	運行範囲
三和町市バス	①	細見線・川合大原線・菟原線 (三和車両A) 三菱ローザ(青) 29人乗り	三和町域 ※一部綾部市、京丹波町及び丹波篠山市を含む。
	②	細見線・川合大原線・友渕支線 (三和車両B) 三菱ローザ(青) 29人乗り	
夜久野町市バス	③	直見線 トヨタハイエース(緑) 15人乗り	夜久野町域
	④	畑線 トヨタハイエース(黄) 10人乗り	
	⑤	板生・千原線 トヨタハイエース(緑) 14人乗り	
大江町市バス	⑥	大江山の家線 トヨタハイエース(白) 14人乗り	大江町域 ※福知山市内(筈巻)地内を含む。
	⑦	二箇下線 トヨタハイエース(白) 14人乗り	

2 広告掲載内容の制限

福知山市広告掲載基準及び福知山市バス広告掲載仕様書によります。

項目	規格
共通事項	<p>○「広告」の明示 広告の枠外の上部又は下部の縦10cm分に「広告」と明示し、広告主の名称、所在地及び連絡先を明示してください。 ※「広告」文字表記は1文字あたり概ね縦7cm×横7cmとします。</p> <p>○広告の貼付方法 原則特殊フィルムを貼付する方法とします。 但し、マグネットシートの使用を希望される場合は、走行中に落下しない性能のものを使用し、広告主の責任において貼付してください。</p>
三和町市バス (①～②)	<p>【広告サイズ】 縦50cm×横60cm以内</p> <p>【広告料金】1枠(=1台)あたり 月額4,500円(税抜) ※別途消費税及び地方消費税を加算</p>
夜久野町市バス (③～⑤) 大江町市バス (⑥～⑦)	<p>【広告サイズ】 縦40cm×横50cm以内</p> <p>【広告料金】1枠(=1台)あたり 月額3,000円(税抜) ※別途消費税及び地方消費税を加算</p>

3 掲載期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

4 申込資格

福知山市有料広告掲載要綱第3条第2項の規定による

5 申込方法

(1) 提出書類

- ア 福知山市有料広告掲載申込書（様式第1号） ※押印不要
- イ 広告掲載見本
- ウ 企業概要がわかるもの（商業・法人の登記事項証明書又は企業等のパンフレットや冊子、ホームページに掲載している企業概要、作成していない場合は、事業所名、代表者名、所在地及び連絡先を明記したものを提出してください。）

(2) 募集期間等

- ア 募集期間 令和5年2月15日(水) から3月15日(水) まで **※一次〆切**
※一次〆切後、応募数が募集枠数に満たない場合、募集を継続します。
- イ 提出先 〒620-8501 福知山市字内記13番地の1
福知山市役所 建設交通部都市・交通課交通政策係
メール：toshikotsu@city.fukuchiyama.lg.jp
- エ 提出方法 メール、郵送又は持参による

6 決定方法

- (1) 福知山市有料広告掲載要綱に基づき決定します。
- (2) 広告掲載の可否を決定したときは、その結果を福知山市有料広告掲載決定通知書又は福知山市有料広告非掲載決定通知書により通知します。
- (3) 一時〆切後、引き続き募集を継続する場合は、原則先着順で掲載業者を決定します。

7 広告の作成等

- (1) 広告は、広告主の責任において作成し、その費用はすべて広告主の負担とします。
また、市バスへの設置及び撤去についても広告主の負担及び責任において行うものとします。
- (2) 市バス車両の更新があった場合は、更新後の車両に広告を移設するものとします。
この場合、広告は広告主の負担により作成し、市が設置します。ただし、広告物の形状や材質等により、設置に専門的な技術を要する等、特段の事情がある場合は、市と広告主が費用負担等について協議の上、設置するものとします。
- (3) 広告主は、広告の掲載及び撤去を行うときは、市バスの用途及び運行業務に支障を来さないよう日程、工程等を市と協議し、市の指示に従ってください。
- (4) 広告の掲載又は撤去により、市バスの車体表面、塗装、構造等を毀損又は破損したときは、当該広告主が経費を負担して原状回復するものとします。
- (5) 前4号に掲げるほか、疑義が生じた場合は、双方で協議を行うものとします。

8 広告物の変更及び修復

- (1) 掲載した広告の内容は、原則、変更できません。ただし、やむを得ない事情等により、市が広告内容の変更が必要だと認めた場合は、広告主の負担により広告内容を変更できるものとします。
- (2) 天災その他の不可抗力による場合を除き、広告物を掲載した後に、市バスの運行に伴う事故等市の責に帰すべき理由により広告物が紛失、毀損又は破損したときは、市が経費を負担して修復を行います。
- (3) 経年に起因する広告物の色あせ及び剥がれなどの劣化については、市が経費を負担する修復の対象となりません。
- (4) 前3号に掲げるほか、疑義が生じた場合は、双方で協議を行うものとします。

9 広告料の返還

- (1) 市バスの修理期間中及び定期点検期間中の広告料については、返還の対象となりません。
- (2) 広告主の責めによらない事由により、広告を取り消し、又は中止したときは、広告料を返還するものとします。この場合の返還する広告料は、掲載を予定していた残存期間を基準に別途協議の上決定します。
- (3) その他疑義が生じた場合は、双方で協議を行うものとします。

10 要綱・要領・基準

応募に当たっては、次の要綱、基準及び仕様書の規定を遵守してください。

- (1) 福知山市有料広告掲載要綱
- (2) 福知山市バス広告掲載仕様書

- 11 問合先 福知山市役所 建設交通部都市・交通課交通政策係
所在地 〒620-8501 福知山市字内記 13 番地の 1
電 話 0773-24-7084